

新（R80401 改定版）	現 行
【第Ⅳ編】 建築関係工事における「週休2日促進工事」試行要領 （建築関係工事編） 1～7 （省略） 8 工事成績評定について 福島県請負工事成績評定要綱に基づくものとする。 令和<u>9</u>年3月までに起工する工事については、減点しない。 9～10 （省略） 附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年10月15日以降に起工する工事から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年4月1日以降に起工する工事から適用する。</u>	【第Ⅳ編】 建築関係工事における「週休2日促進工事」試行要領 （建築関係工事編） 1～7 （省略） 8 工事成績評定について 福島県請負工事成績評定要綱に基づくものとする。 令和<u>8</u>年3月までに起工する工事については、減点しない。 9～10 （省略） 附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年10月15日以降に起工する工事から適用する。 _____ _____

新（R80401 改定版）	現 行
【第Ⅴ編】 建築関係工事における「週休2日交替制促進工事」試行要領 （建築関係工事編） 1～7 （省略） 8 工事成績評価について 福島県請負工事成績評価要綱に基づくものとする。 令和<u>9</u>年3月までに起工する工事については、減点しない。 9～10 （省略） 附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年10月15日以降に起工する工事から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年4月1日以降に起工する工事から適用する。</u>	【第Ⅴ編】 建築関係工事における「週休2日交替制促進工事」試行要領 （建築関係工事編） 1～7 （省略） 8 工事成績評価について 福島県請負工事成績評価要綱に基づくものとする。 令和<u>8</u>年3月までに起工する工事については、減点しない。 9～10 （省略） 附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年10月15日以降に起工する工事から適用する。 _____ _____

新（R80401 改定版）	現 行
【第Ⅵ編】 建築関係工事における「完全週休2日促進工事」試行要領 （建築関係工事編） 1～7 （省略） 8 工事成績評価について 福島県請負工事成績評価要綱に基づくものとする。 令和<u>9</u>年3月までに起工する工事については、減点しない。 9～10 （省略） 附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年10月15日以降に起工する工事から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年4月1日以降に起工する工事から適用する。</u>	【第Ⅵ編】 建築関係工事における「完全週休2日促進工事」試行要領 （建築関係工事編） 1～7 （省略） 8 工事成績評価について 福島県請負工事成績評価要綱に基づくものとする。 令和<u>8</u>年3月までに起工する工事については、減点しない。 9～10 （省略） 附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年10月15日以降に起工する工事から適用する。 _____ _____